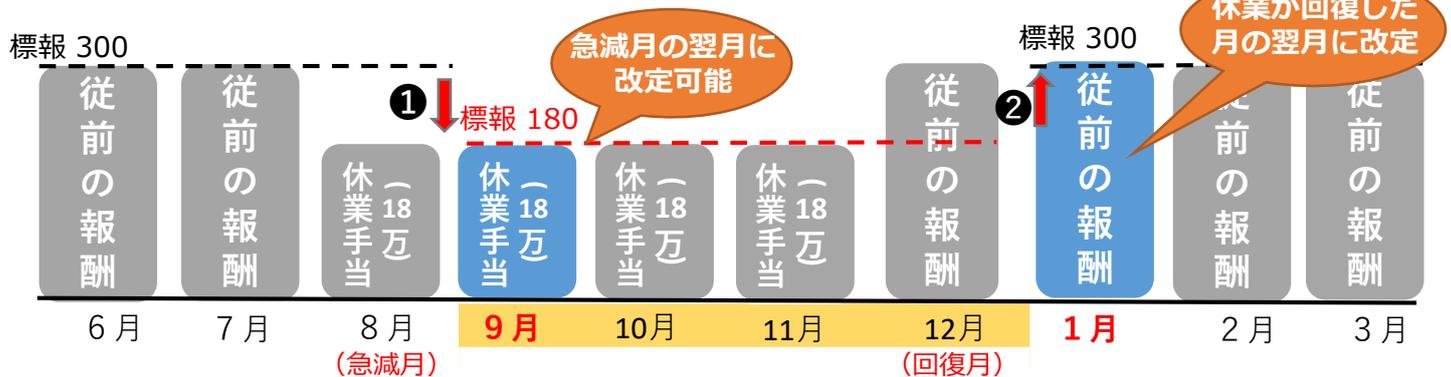


新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で報酬が著しく下がる場合 「特例改定の延長」又は「定時決定の保険者算定」 により現状に適した標準報酬月額に改定（決定）できます。

（1）「特例改定の延長」

- 急減月（令和2年8月から同年12月までの間の1か月で、休業により報酬が著しく低下した月）に受けた報酬の総額を報酬月額として算定し、急減月の翌月から、標準報酬月額を改定できます。
- 休業が回復した月における報酬の総額を基にした標準報酬月額が、2等級以上上昇した場合は、回復月の翌月から回復月における報酬の総額を基にした標準報酬月額に改定します。

■ 特例改定の延長（例）



【ポイント】

- 4～7月の特例改定と同様、急減月の翌月から、標準報酬月額を改定（降級）することができます。
- 6～7月の特例改定に係る回復特例改定（4か月目の改定）と異なり、休業が回復した月の翌月に改定（昇級）します。

対象となる方

令和2年8月以降、休業により報酬が著しく低下した方の特例（次のすべてに該当する方が対象）

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和2年8～12月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
- 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方（固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。）
- 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方
※被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。
(改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。)
- 定時決定の保険者算定（詳細は裏面参照）の適用を受けていない方

対象となる保険料

- 令和2年8月から12月までの間に休業により報酬等が急減した場合に、その翌月以降の保険料が対象となります。

FAQ

Q1 8月から12月を急減月とした特例改定について、届出期限はありますか。また、遡及して届出は行えますか。

A1 8月から12月を急減月とした特例改定については、令和3年3月1日までを受付期間としており、それまでの間に、届出を行っていただければ、急減月の翌月の標準報酬月額を遡及して改定することが可能です。

Q2 4～7月を急減月とした特例改定により、既に標準報酬月額の改定を行ったのですが、8～12月を急減月とした特定改定の届出はできますか。

A2 4～7月を急減月とした特例改定を行った方であっても、8～12月を急減月とした特例改定の届出は可能です。

